

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年 7月24日（火）

担当課：こども部こども総務課

件 名：特定不妊治療費の公費助成について	
提出理由：少子化対策として、特定不妊治療に係る経費の一部について公費による助成を行いたい ため	
内 容： 1. 背景等 - 本市では、少子化対策の充実を図るため、小児医療費助成の対象者の拡大や妊婦健康診査費用助成の増額に加え、県内初の施策として一般不妊治療費助成、不育症治療費助成を創設する等、妊娠から子育てまでの連続した支援策を実施してきた。 - 不妊治療としては、タイミング療法・薬物療法・人工授精等の一般不妊治療と一般不妊治療での妊娠が難しい場合に受ける体外受精・顕微授精等の特定不妊治療がある。 - 特定不妊治療にはほとんど健康保険が適用されず、治療費は各医療機関が独自に設定している。市内で治療費を公開している医療機関によれば、採卵以降の基本的な治療は1回あたり30～40万円である。 - 県では、平成16年10月から特定不妊治療支援事業を実施しており、1回あたり15万円を限度とし、初年度3回まで、次年度以降年2回まで、通算5年度で10回まで助成している。助成件数は年々増加傾向にあり、市内では、平成23年度、延べ280人が助成を受けている。 2. 意義 - 特定不妊治療は1回あたりの治療費が高額で、一般不妊治療以上に経済的負担が重く、県の助成制度のみでは不十分であり、市が上乗せ助成を行うことで、子どもを授かりたいと願う夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受けやすい環境を整えることができる。 - 本市では、平成22年10月に一般不妊治療費助成を開始した。次の展開として、特定不妊治療を受けている夫婦へ医療費助成を行うことで、少子化対策として、妊娠から子育てへの連続した支援策のさらなる拡充を図ることができる。	3. 公費助成の内容 - 対象者が、平成24年10月1日以降に負担した特定不妊治療に要した保険適用外の医療費のうち、神奈川県からの助成額を控除した額について、その2分の1（1回あたり上限5万円）を助成する。 - 助成回数は、県の助成制度と同様とする。 〔初年度3回まで、次年度以降年2回まで、 通算5年度で10回まで。〕 - 助成対象の条件（次のすべてを満たす者） ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、治療及び申請の時点においてそれぞれが本市に住民登録をしていること ② 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者であること ③ 夫婦の前年所得（申請が1～5月の場合は前々年）の合計額が730万円未満であること ④ 神奈川県の特定不妊治療支援事業の助成決定を受けていること 4. 必要経費 - 平成23年度の県助成実績から、半年間の助成人数を140人と見込む。 140人×5万円＝ 700万円 - 平成25年度は、県助成実績の伸び（約1.2倍）から積算し、336人を見込む。 336人×5万円＝1,680万円 - なお、受付・審査・給付に係る事務量の増加に対応するため、今後の人員配置等を検討していく。 5. 事業の周知 - 広報やホームページへの掲載、医療機関でのポスター掲示やチラシ配布により、周知を図る。
経 過 H22. 7 小児医療費助成の対象者の拡大 H22. 10 一般不妊治療費助成事業開始 H23. 4 妊婦健康診査費用助成額の増額 H23. 10 不育症治療費助成事業開始	今後の予定 H24. 8 大和市医師会等、関係機関との調整 H24. 9 第3回市議会定例会へ補正予算案を上程、事業実施要綱の策定 H24. 10 事業開始